

令和7年度版 農業制度資金の解説

定価1,430円

- 令和7年度の制度改正事項を反映した最新版
- 主な制度資金の貸付対象者や資金使途、貸付条件(金利、限度額、償還期限)などを紹介

●第1章 主な制度資金の概要

(農業近代化資金、スーパーL資金、青年等就農支援資金、農林漁業セーフティネット資金、畜産関係資金など)

●第2章 借入申込から融資までの手続き

●第3章 利子助成事業の仕組み

●第4章 農業信用保証保険制度

●第5章 農林漁業法人等投資育成制度

●参 考 令和7年度の主な制度改正事項など

※B5判 約120頁 定価 1,430円 ※定価は税込み、送料別



はじめに

制度資金は、法律や条令に基づいて、その政策目的を遂行するために、国や地方公共団体が財政から資金を融通すること又は民間金融機関の融資に利子の補給を行うことにより、一般の金融に比べ有利な条件で融資を行う制度です。

農業は自然条件に左右されやすく、豊凶による収穫量や価格の変動が大きく、また、投資してからその事業効果が現れるまで長期間を要するなど、一般の金融では対応が難しい面があるため、意欲ある農業者が経営に必要な資金を円滑かつ有利に調達できるよう農業制度資金が設けられています。

本書は、地域の担い手農業者やＪＡ、地方公共団体等の経営指導担当者向けに、毎年度、制度改正事項を反映させるなどの改訂を行い、担い手農業者向けの農業制度資金の最新情報を一冊にまとめているものです。

なお、本書に掲載した資金の主要な関係行政通知類は、当協会のホームページで閲覧していただくことができますのでご利用ください。

意欲ある農業経営者が円滑かつ有利な資金調達ができ、効率的かつ安定的な農業経営が実現されるよう、本書をご活用ください。

令和7年6月

公益財団法人 農林水産長期金融協会

資金早見表

第1章 の番号	本 文 ペ ー ジ	資金名称	主な貸付対象者
第1節	1	農業近代化資金	・認定農業者
			・認定新規就農者 ・上記以外の担い手農業者
第2節	9	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	・認定農業者
第3節	17	経営体育成強化資金	・認定農業者以外の担い手農業者
第4節	25	農業改良資金	・持続性の高い生産方式を導入する農業者 ・六次産業化等に取り組む農業者、食品業者等
第5節	31	青年等就農資金	・認定新規就農者
第6節	35	アグリビジネス強化資金 (スーパーW資金)	・認定農業者が加工・販売等を行うために設立した法人
第7節	39	農林漁業経営資本強化資金	・農業を営む者又はこれらの組織する法人
第8節	43	スマート農業技術活用促進資金	・スマート農業に取り組む事業者 ・スマート農業技術活用サービス事業者
第9節	47	農林漁業セーフティネット資金	・自然災害等により経営維持が困難な農業者
第10節	52	農業経営負担軽減支援資金	・負債の償還が困難となっている農業者
第11節	54	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	・認定農業者
第12節	56	畜産経営環境調和推進資金	・家畜排せつ物の処理高度化に取り組む畜産業者 (牛・豚・鶏・馬) 及び農協等
第13節	58	酪農・肉用牛担い手緊急支援資金 (酪肉支援資金)	・酪農・肉用牛経営を営む者
第14節	62	畜産経営体質強化支援資金 (クラスター資金)	・畜産クラスター計画に取り組む畜産業者
第15節	67	畜産リノベ資金 (大家畜・養豚特別支援資金)	・負債の償還が困難となっている畜産業者
第16節	75	家畜疾病経営維持資金	・家畜伝染病の発生による影響を受けた畜産業者

注：1. 主な貸付対象者、主な使い途、主な融資条件は概括的な記載です。原油価格高騰等や特定の災害等に係る特例措置等については記載を省略しています。詳細は本文の該当ページをご参照ください。

2. 貸付金利は都道府県の利子補給及び農林水産長期金融協会の利子助成後の年利です。

(令和7年4月18日現在)

主な使い途			主な融資条件		
設備・ 機械	運転 資金	負債 整理	貸付限度額	貸付金利 (%)	償還年数 (うち元金据置) (年以内)
○	○		負担額の80%(認定農業者等は100%)で、 個人：1,800万円・特認2億円 法人等：2億円 農業参入法人：1億5,000万円	1.25～1.90 金利負担軽減特例、TPP等 関連の利子助成あり	15(7)
○	○			1.90以内	15(7)
○	○	○	個人：3億円・特認6億円 法人：10億円・特認20億円、30億円	1.25～1.90 金利負担軽減特例、TPP等 関連の利子助成あり	25(10)
○	○	○	負担額の80%で、 個人：1億5,000万円 法人等：5億円	1.90	25(3)
○	○		個人：5,000万円 法人等：1億5,000万円	無利子	12(3又は5)
○	○		3,700万円・特認1億円	無利子	17(5)
○	○		負担額の80%・一定の場合90%	1.90	25(5) 又は10(3)
○	○	○	みなし自己資本比率が40%に達するのに 必要な額又は1億円のいずれか低い額	0.50、4.05～4.55	18(8)
○	○		負担額の80%	1.25～2.05	25(5)
	○		600万円、特認：年間経営費の6/12又 は粗収益の6/12のいずれか低い額	1.25～1.75	15(3)
		○	営農負債の残高	1.90以内	10(3)
	○		【極度額】 個人：500万円・畜産等2,000万円 法人：2,000万円・畜産等8,000万円	変動	1
○			負担額の80%・特認90%で、 個人：3,500万円・特認1億2,000万円 法人：7,000万円・特認4億円	1.90	15(3) 又は20(3)
		○	知事等の承認を受けた借入計画額	1.90以内	25(5)
		○	知事等の承認を受けた借入計画額	1.90以内	酪農・肉用牛：25(5) 養豚：15(5)
		○	知事等の承認を受けた借入計画額	1.90以内	大家畜：15(5) 特認等25(5) 養豚：7(3) 特認等15(5)
	○		経営再開：個人2,000万円・法人8,000万円 経営継続等：畜種の1頭・羽当たり定額	無利子、1.575以内 1.90以内	7(3)

3. 貸付時の金利は金融情勢等により変更されますので、最新時点の金利は融資機関に照会してください。

4. 償還年数(うち元金据置)は上限年数です。農機具や家畜のみが融資対象の場合等は短くなることがあります。

目 次

序章 資金早見表

第1章 主な制度資金の概要

第1節	農業近代化資金	1
第2節	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	9
第3節	経営体育成強化資金	17
第4節	農業改良資金	25
第5節	青年等就農資金	31
第6節	アグリビジネス強化資金（スーパーW資金）	35
第7節	農林漁業経営資本強化資金	39
第8節	スマート農業技術活用促進資金	43
第9節	農林漁業セーフティネット資金	47
第10節	農業経営負担軽減支援資金	52
第11節	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	54
第12節	畜産経営環境調和推進資金	56
第13節	酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（酪肉支援資金）	58
第14節	畜産経営体質強化支援資金（畜産クラスター資金）	62
第15節	畜産リノベ資金（大家畜・養豚特別支援資金）	67
第16節	家畜疾病経営維持資金	75

第2章 借入申込みから融資までの手続き

第1節	融資手続きの一元化	79
第2節	借入希望者の手続き	79
第3節	窓口機関での手続き	82
第4節	融資機関の手続き	86
第5節	農業近代化資金及びスーパーL資金のクイック融資	93
第6節	事業性評価融資	95

第3章 利子助成事業の仕組み

第1節 利子助成事業	97
第2節 認定農業者向け資金への利子助成事業	99
第3節 災害関連資金への利子助成事業	102
第4節 T P P等関連対策資金に係る利子助成事業	106
第5節 東日本大震災復旧・復興資金への利子助成事業	108
第6節 利子助成を受けるための手続き	110

第4章 農業信用保証保険制度 115

第5章 農林漁業法人等投資育成制度 119

(参考)

1 令和7年度の主な制度改正事項	127
2 特例措置の概要（東日本大震災関連、非常災害等関連）	128

※ 本書に掲載した資金の主要な関係行政通知類は、当協会のホームページで閲覧していただくことができますので、ご利用ください。

凡 例

1. 貸付金利や限度額などの融資条件は、特に断りのない限り令和7年4月18日現在のものです。

貸付時の金利は金融情勢等により変更されます。また、都道府県、市町村等の独自の利子補給・助成により借入者の負担する金利が記載された金利よりも低くなる場合もありますので、各地域の最新時点の金利は融資機関に照会してください。

2. 本書中の主な略称、用語は次のとおりです。

略 称	内 容
基盤強化法	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）
認定農業者	基盤強化法の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。）の認定を受けた農業者
認定新規就農者	基盤強化法の青年等就農計画の認定を受けて新たに農業を始める者（農業を始めてから5年以内の者を含む。）
経営改善資金計画書	農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3に定める計画書
推進会議	特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置される特別融資制度推進会議
公庫	株式会社日本政策金融公庫 沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫
金融協会	公益財団法人農林水産長期金融協会
基金協会	都道府県段階の農業信用基金協会

第1節 農業近代化資金

1. 目的

農業の担い手の育成を中心課題に、広く農業経営の近代化に資することを目的とする民間原資の資金制度です。

農業近代化資金の運営は、都道府県の責任において、かつ、自主的な判断のもとで行われますが、担い手の育成等の施策を遂行していくうえでの農業近代化資金の重要性に鑑みて、貸付条件等制度の運営に関する基準を明確にすることが必要であるため、国が「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」を定めて適正かつ円滑に運営していく措置が取られています。

2. 貸付対象者

※ 本資金の貸付対象者には、農業協同組合、農業協同組合連合会等も含まれますが、本書は担い手向けの制度資金の解説を主としているため、説明は省略します。以下、この章においては同じ。

(1) 次に掲げる農業者（「認定農業者等」という。）

ア 認定農業者

ただし、簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実である場合を含む。）に限る。

イ 認定農業者である法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

(2) 認定新規就農者

(3) **目標地図に位置付けられた者（注）**

(注) 目標地図に位置付けられた者

基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織、市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。）

(4) 次の要件のすべてを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のア、イ及びエに掲げる要件を満たす者を含む。）

ア 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては1,000万円以上）であること

- イ 主としてその農業経営に従事すると認められる青壮年の家族従事者（法人にあっては、常時従事者である構成員）がいること
- ウ 個人の農業者であって、60才以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主としてその農業に従事すると見込まれること
- エ 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

(5) 農業参入法人

原則として5年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。）

(6) 家族経営の経営主以外の農業者

家族経営協定を締結し、その中において、①経営のうちの一部の部門について主宰権があること及び、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっている農業者

(7) 集落営農組織等

ア 次のすべてを満たす任意団体（集落営農組織）

- ① 代表者、代表者の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること
 - a 事項
 - ・団体の目的
 - ・団体の意思決定の機関及びその決定の方法
 - ・構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
 - ・会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法
 - b 基準
 - ・農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること
 - ・代表者の選任の手続を明らかにしていること
 - ・団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
 - ・構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項が明らかになっていること
 - ・会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと
- ② 一元的に経理を行っていること
- ③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること
- ④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること
- ⑤ 主たる従事者（当該団体の運営の中心となる者）が農業所得の目標額を定めていること

イ 集落営農組織が法人化するときはその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借入れる場合に限る。）

(8) 集落営農組織以外の農業を営む任意団体

認定農業者や農業所得が総所得の過半を占める農業者等が全構成員の過半を占める法人格を有しない農業を営む任意団体であって、(7)のアの①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

3. 資金の用途

(1) 施設等の改良・造成・取得資金

畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

ただし、農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要する資金は対象外です。

なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。

(2) 果樹等植栽育成資金

果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に必要な資金

ただし、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草木、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。

(3) 家畜購入育成資金

乳牛その他の家畜の購入又は育成に必要な資金

(4) 小土地改良資金

事業費 1,800 万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金

(5) 長期運転資金

農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウからオまで及びキは貸付対象者の(1)認定農業者等及び(7)集落営農組織等に限り、カは貸付対象者の(1)認定農業者等、(4)のうち農業サービス事業者及び(7)集落営農組織等に限り、クは貸付対象者の(1)認定農業者等、(3) 目標地図に位置付けられた者、(4)のうち農業サービス事業者、(5)農業参入法人及び(7)集落営農組織等に限る。）

ア 農地又は採草放牧地について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営に改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。）

- ウ 能率的な農業技術や経営方法を習得するための研修を受けるために必要な資金
 - 工 品種転換に必要な資金
 - オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
 - カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるための資金
 - キ 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金
- (6) 大臣特認資金
- ア 農村における給排水施設の改良、造成又は取得（以下「農村給排水施設資金」という。）
 - イ 一定の要件に該当する場合において行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得（以下「特定農家住宅資金」という。）
 - ウ 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得

4. 貸付限度

- 個人 1,800 万円（知事特認 2 億円（注））
- 法人（任意団体を含む） 2 億円
- 農業参入法人 1 億 5,000 万円

（注）特認限度額は、都道府県知事はその者の農業経営の規模等を勘案し、特に必要と認めたものについて適用されます。

5. 貸付金利

- (1) 通常 1.90%
- (2) 特例（第 3 章を参照のこと）
 - ア 金利負担軽減特例 貸付当初 5 年間、2%を上限に利子助成
 - イ TPP 等関連 貸付当初 5 年間、2%を上限に利子助成
貸付当初 5 年経過後から償還終了時まで
1.25～1.75%（償還年数により異なる。）
 - ウ 災害関連 貸付当初 5 年間、2%を上限に利子助成
 - 工 東日本大震災関連 最長 18 年間、2%を上限に利子助成

6. 融資率

- (1) 原則 80%以内
- (2) 特例 認定農業者等及び集落営農組織等 100%以内

ただし、この特例は農村給排水施設資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除きます。また、集落営農組織等は貸付額が3,600万円に達するまでに限り
ます。

7. 償還期限

(1) 通常

原則として15年以内（うち据置期間7年以内）。ただし、農機具等のみを購入する場合、又は、家畜購入育成資金のみに利用する場合には、7年以内（うち据置期間2年以内）

(2) 東日本大震災に係る特例

被災農業者であって原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸付けは、令和8年3月31日までの間に都道府県知事の利子補給承認又は利子助成金の交付決定が行われたものに限り、原則として18年以内（うち据置期間10年以内）。ただし、農機具等のみを購入する場合又は家畜購入育成資金のみに利用する場合には10年以内（うち据置期間5年以内）。

8. 貸付方式

農協、銀行、信用金庫、信用協同組合等から直接融資します。

9. 債権保全措置

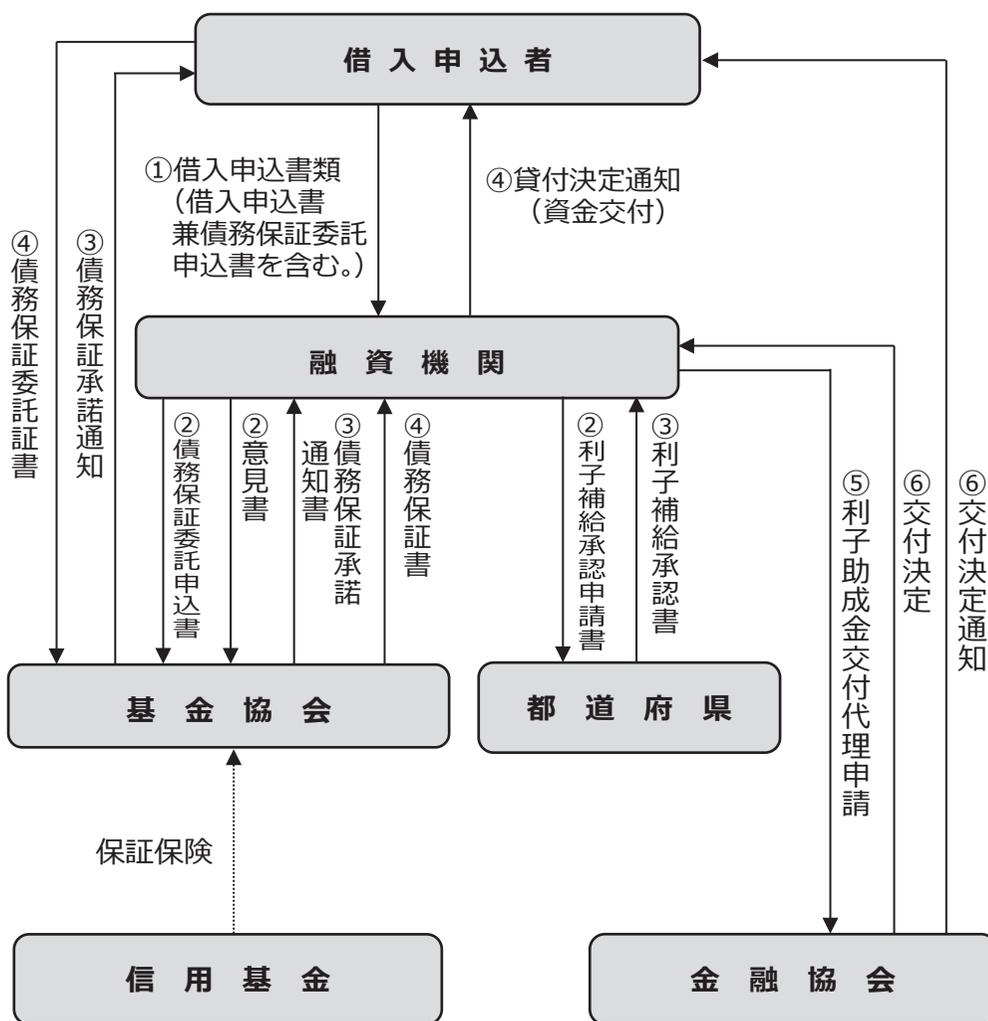
- (1) 融資機関（必要に応じ基金協会を含む。）と借入申込者の協議により、物的担保又は基金協会保証のいずれかを選びます。
- (2) 保証人は、法人に対する融資で当該法人の役員等実質的に同一経営の範囲内から出ずる場合を除き、原則として徴求しません。

※ 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響への対策等として実質無担保（実質無担保での債務保証引受け）となる場合があります。

10.借入手続き

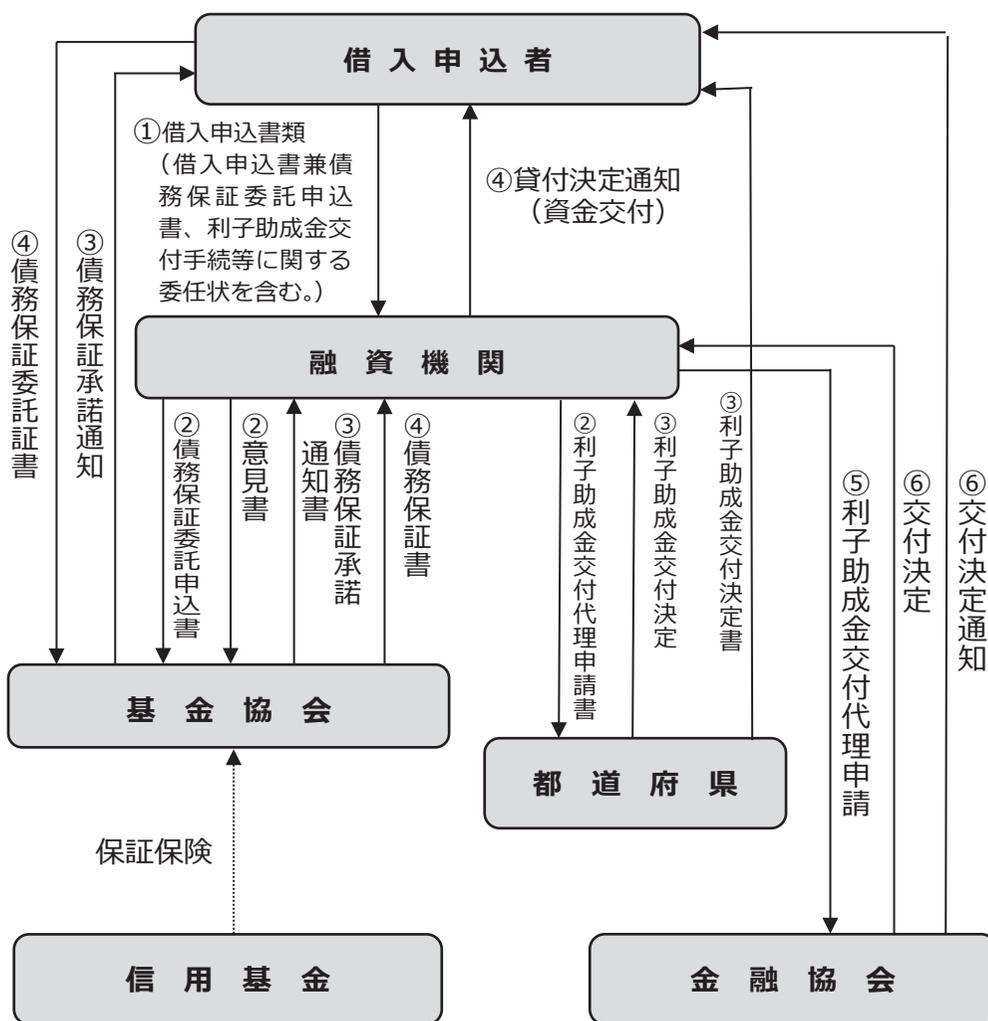
- (1) 借入希望者は、融資機関から融資に応じる旨の通知を受けると、借入申込書（添付書類を含む。）等を作成し、融資機関あてに提出します。
借入申込みに必要な書類は次のとおりです。
 - ア 借入申込書（基金協会の保証を希望する場合は「借入申込書兼債務保証委託申込書」、都道府県から利子助成金の交付を希望する場合は「利子助成金交付手続等に関する委任状」を含む。）
 - イ 借入申込希望書兼経営改善資金計画書（修正する場合）
 - ウ 委任状（利子助成金交付手続等に関するもので、金融協会様式）
 - エ 目標地図に位置付けられた者等に対する金利負担軽減措置適用に関する証明書（提出が必要な場合）
 - オ 園芸施設共済等の加入（等、G F P 登録）及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表（提出が必要な場合）
 - カ 添付書類
 - ① 見積書、契約書、設計書、位置図
 - ② 許認可証の写し（事業を行う際に行政庁の許認可が必要な場合）
 - ③ 法人の登記簿謄本及び定款
 - ④ 最近3カ年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）又は青色申告書（簡易の貸借対照表を含む。）の写し
 - ⑤ 災害の場合は被災証明書
 - ⑥ その他融資機関が求める書類
- (2) 融資機関は、「利子補給承認申請書」（利子助成措置の場合「利子助成金交付代理申請書」）を作成し、都道府県あてに提出するとともに、「借入申込書兼債務保証委託申込書」に意見書を付して基金協会あてに送付します。
- (3) 都道府県は利子補給の適否を決定し、適であれば融資機関及び基金協会に「利子補給承認書」を送付します。利子助成措置の場合、都道府県は利子助成の適否を決定し、適であれば融資機関に「利子助成金交付決定通知」を、借入希望者に「利子助成金交付決定通知書」を送付します。
- (4) 基金協会は、内容を審査の上、保証を承諾することを決定したときは、「債務保証承諾」の通知書を融資機関に交付する一方、その旨を借入申込者に通知します。
- (5) 融資機関は、利子補給が承認された旨を借入申込者に通知する。
- (6) 融資機関は、金融協会に利子助成金の交付代理申請を行います。
- (7) 借入申込者は借用証書（基金協会の保証を受ける場合は併せて債務保証委託証書）を提出し、融資機関及び基金協会における所定の手続きを経て資金の交付を受けます。

農業近代化資金の借入手続：利子補給措置 (借入申込書の提出以降)



(注)「基金協会」、「信用基金」については、第4章 農業信用保証保険制度をご参照ください。

農業近代化資金の借入手続：利子助成措置 (借入申込書の提出以降)



(注)「基金協会」、「信用基金」については、第4章 農業信用保証保険制度をご参照ください。